

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県廿日市市長

## 公表日

令和6年6月4日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民年金事務
事務の概要	<p>国民年金法に基づき国民年金被保険者の加入喪失手続及び保険料の免除受付等を行う。 国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の選定の請求その他給付関係の申請書を受理し、日本年金機構に送達する。</p> <p>(1)国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理 (2)被保険者種別変更届の受理 (3)保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理 (4)基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求の受付 (5)未支給年金請求の受付 (6)その他、上記に関連する事務</p>
システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一31の項、83の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	生活環境部保険課
所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>廿日市市生活環境部保険課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9160</p>

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	国民年金法に基づき国民年金被保険者の加入喪失手続及び保険料の免除受付等を行う。 国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の選定の請求その他給付関係の申請書を受け、日本年金機構に連携する。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 (1)国民年金第1号被保険者の資格取得届（任意含む）の受理、資格喪失届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理 (2)被保険者種別変更届の受理 (3)被保険者の住所変更の報告 (4)保険料免除及び猶予申請（法定免除含む）の受理、法定免除廃止届の受理 (5)基礎年金（老齢・障害・遺族）裁定請求の受付 (6)未支給年金請求の受付	国民年金法に基づき国民年金被保険者の加入喪失手続及び保険料の免除受付等を行う。 国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の選定の請求その他給付関係の申請書を受け、日本年金機構に連携する。 (1)国民年金第1号被保険者の資格取得届（任意含む）の受理、資格喪失届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理 (2)被保険者種別変更届の受理 (3)被保険者の住所変更の報告 (4)保険料免除及び猶予申請（法定免除含む）の受理、法定免除廃止届の受理 (5)基礎年金（老齢・障害・遺族）裁定請求の受付 (6)未支給年金請求の受付	事後	
平成29年7月1日	関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一31の項	事後	
平成29年7月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成29年7月1日	関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二48、50の項	（削る）	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	関連情報 5 評価実施期間における担当部署 所長等の役名 いつの時点の計数か	保険課長 南 克仁	保険課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	国民年金法に基づき国民年金被保険者の加入喪失手続及び保険料の免除受付等を行う。 国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の選定の請求その他給付関係の申請書を受け、日本年金機構に連携する。 (1)国民年金第1号被保険者の資格取得届（任意含む）の受理、資格喪失届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理 (2)被保険者種別変更届の受理 (3)被保険者の住所変更の報告 (4)保険料免除及び猶予申請（法定免除含む）の受理、法定免除廃止届の受理 (5)基礎年金（老齢・障害・遺族）裁定請求の受付 (6)未支給年金請求の受付	国民年金法に基づき国民年金被保険者の加入喪失手続及び保険料の免除受付等を行う。 国民年金法に基づき法定受託事務にかかる受給者の選定の請求その他給付関係の申請書を受け、日本年金機構に連携する。 (1)国民年金第1号被保険者の資格取得届（任意含む）の受理、資格喪失届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理 (2)被保険者種別変更届の受理 (3)被保険者の住所変更の報告 (4)保険料免除及び猶予申請（法定免除含む）の受理、法定免除廃止届の受理 (5)基礎年金（老齢・障害・遺族）裁定請求の受付 (6)未支給年金請求の受付 (7)その他、上記に関連する事務	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一31の項、83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5 評価実施機関における担当部署 部署	福祉保健部保険課	生活環境部保険課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正 連絡先	福祉保健部保険課	生活環境部保険課	事後	
令和4年4月1日	関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	甘日市市福祉保健部保険課 738-8501 広島県甘日市市下平良1-11-1 （代表）0829-20-0001（直通）0829-30-9159	甘日市市生活環境部保険課 738-8501 広島県甘日市市下平良1-11-1 （代表）0829-20-0001（直通）0829-30-9160	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年5月21日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月21日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	